

# ふくい暮らし

## 年間1000匹以上を処分

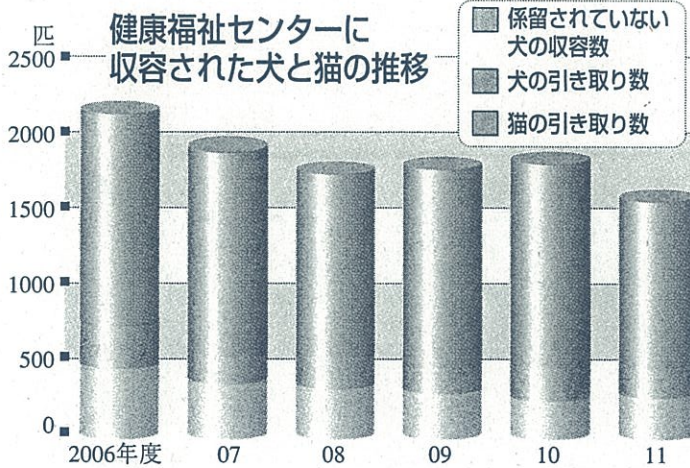
二〇一一年度、保健所(健康福祉センター)には、約五百匹の犬と約千匹の猫が収容されました。収容数は五年前と比べると大きく減少しています。が、それでも毎年これだけの数の犬や猫が収容されるのはどうしてでしょうか。

危害防止のために放し飼いの犬を保健所に収容することがありますが、年々減少しています。今、最も多いのが、飼えなくなった犬や猫を飼い主から引き取るケースであり、収容動物の八割以上を占めています。

飼えなくなる理由はさまざまですが、主なものとしては「子犬・子猫が産まれたから」「病気や高齢になった犬や猫を介護するのが負担だから」「動物を飼えないマンション等に引っ越したから」などであり、いずれも犬や猫に責任があるものではありません。

### いきいきライフ

#### 犬・猫の保健所収容状況



犬や猫の引き取り数はここをしない猫を外飼いすこ数年横ばいですが、内訳ることにより子猫を産んだでは圧倒的に猫の引き取り、野良猫の子猫が成長が多く、犬の五倍以上となり、また子猫を産むなどしています。猫が多い理由で増えやすいたことが挙げられ、猫は年に四回も繁殖時期があり一回に五匹以上の子猫を産むため、不妊手術猫は、一定の期限までに飼

い主が迎えに来た場合は二〇一一年度は三百匹余返還しますが、飼い主を特定できるものがあまり装着されていないため、飼い主の元に返るのは、犬の場合約二割弱であり、猫は一割にも満たない状況です。

犬は毎年一回、市町で実施する狂犬病予防注射の際に交付される注射済票や鑑札の装着が義務付けられていますので徹底してください。また、猫を飼う方に不妊去勢手術を行う▽動物は絶対に捨てない▽犬にも迷子札の代わりになる首輪や名札の装着、さら予防注射を受けさせ放し飼にマイクロチップを埋め込むことをお勧めしています。

保健所では、返還できなかった犬や猫のうち一定の条件を満たしているものを譲渡対象動物として、希望される方に個別に譲渡を行っているほか、月三回程度、保健所を会場にして譲渡会を開催していますので、犬や猫を飼うことを検討されている方は、参加してみてください。

譲渡会の開催等により、

## 飼い主最後まで責任を

動物を飼うことは、その一生に責任を持つことのできる動物を飼うこと。これから動物を飼おうと考えている方は、家族みんなで話し合うことをお願いします。

動物愛護に関するお問い合わせは県医薬食品・衛生課

課 電話 0776(20)0354 へ。  
(県医薬食品・衛生課)